

負担金検証調書【令和4年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	東海地区外国人観光客誘致促進協議会負担金		市の担当部課	経済環境部観光課		問い合わせ先	0568-44-0342	
負担金の金額	予算額	200,000 円	当初交付額	200,000 円	決算額	200,000 円	前年度決算額	200,000 円

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	東海地区外国人観光客誘致促進協議会		(法人格の有無)	無	代表者	愛知県 観光コンベンション局長	所在	愛知県
	構成団体	岐阜県、岐阜市ほか11市3町1村、三重県、津市ほか8市、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市ほか10市2町、(一社)岐阜県観光連盟ほか観光関係団体5団体							
	設置の根拠	東海地区外国人観光客誘致促進協議会規約							
	意思決定の方法	重要案件については東海地区外国人観光客誘致促進協議会にて決定する。							
事務局の体制等	所在	愛知県観光コンベンション局内			代表者	愛知県観光コンベンション局長			
	事業資金の管理責任者	愛知県観光コンベンション局長			事業資金の管理者	愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課長			
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか?		完全準拠でない 場合の内容等					
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述	東海地区外国人観光客誘致促進協議会 契約に関する内規による					証拠書類 の有無	有
事業資金等の保管方法	金融機関への預け入れ(通帳及び印鑑)による保管。								

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	東海地区外客来訪促進計画を推進する
(犬山市の役割)	国内外のエージェントのアテンドやメディア対応
事業実績 (具体的な手法)	海外旅行エージェント、メディア招請事業、ワーキンググループの開催
負担金を交付して 市が得たメリット	国外の旅行会社やメディアを誘致することにより、犬山市の観光PR及び観光振興の促進に繋がる。構成団体が多く、広域でスケールメリットを活かした誘客促進活動が実現できている。

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)	200,000 円	精算の有無	無	精算(返還)額	0 円	精算後の負担金の額	200,000 円
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)	収入額	19,442,910 円	支出額	18,474,204 円	余剰額	968,706 円	
構成員の負担割合(根拠)	東海地区外国人観光客誘致促進協議会規約第13条による。						
余剰額が発生した場合の取扱い	次年度への繰越を行う。					繰越額	968,743 円
交付先における収入の状況(精算前の額)	構成自治体の負担金16,600,000円、繰越金2,842,847円、雑収入63円						
交付先における 支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)		決算(実績)			
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等	
	事業費	中国市場プロモーション事業	4,200,000 円	中国市場プロモーション事業	4,200,000 円	(株)ジェイアール東海エージェンシー	
		シンガポール市場プロモーション事業	4,200,000 円	シンガポール市場プロモーション事業	3,635,972 円	NATAS出展料 (株)エイチ・アイ・エス	
	部会費	岐阜県部会、静岡県部会、愛知県名古屋部会、三重県部会	10,600,000 円	岐阜県部会、静岡県部会、愛知県名古屋部会、三重県部会	10,600,000 円		
	事務費		100,000 円		38,232 円	振込手数料等	
	予備費		342,947 円		0 円		
	合計		19,442,947 円		18,474,204 円		
積算がない場合の特記事項							